

利用契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と、巡回訪問24コスモス（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関して次のとおり契約（以下「この契約」といいます。）を締結するものとする。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」といいます。）を提供し、利用者は、そのサービスに対する料金を事業者に対し支払います。

（契約期間等）

第2条 契約の期間は、この契約の締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 前項の契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の旨の申し出がない場合に、契約は自動更新されるものとします。

3 利用者は、自己の都合で契約を中途解約する場合、サービス終了の1週間前までに事業者へ申し出るものとします。

4 サービスの利用及び提供については、この契約に定めるもの他、別添「重要事項説明書」により取り扱うものとします。

（定期巡回・随時対応訪問介護看護のサービスと料金）

第3条 事業者は、「重要事項説明書」及び「居宅サービス計画」に沿って作成する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書」に基づき、利用者に対してサービスを提供いたします。なお、利用者は利用したサービスに関して、重要事項説明書に定める料金を事業者に支払います。

（料金の変更）

第4条 事業者は、サービスに係る料金に関して変更の必要が生じたときは、変更の1ヶ月前までに利用者に対し文書で利用料金の変更を申し入れるものとします。

2 前項の場合、新たに双方が記名・押印した重要事項説明書を作成するものとします。

（契約の終了）

第5条 利用者は、自己の都合により契約を終了（中途解約も含む。）する場合には、サービスが終了する1週間前までに事業者へ申し出るものとします。ただし、利用者の健康状態の急変、入院などやむを得ない事情がある場合には、1週間以内の連絡でもこの契約を終了（中途解約も含む）することができるものとします。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、以下の場合、前項によらず文書を通知することにより直ちにこの契約を解約することができきます。

(1) 利用者がサービス料金の支払いを正当な理由もないまま1ヶ月以上遅延し、督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

(2) 利用者が正当な理由もなくサービスの休止をしばしば繰り返した場合

(3) 利用者又はその家族が事業者やその従業者に対し、この契約を継続し難いほど重大な背信行為を行った場合

- 4 利用者は、以下の場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由もなくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者がこの契約等に定める守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 5 次の場合には、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

(賠償責任)

第6条 事業者は、サービスの提供時において、事業者又は事業者の従事者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対しその損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第7条 事業者の従事者は、常に身分証を携行するものとし、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第8条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望や苦情等に対して迅速に対応します。また、サービスに関して寄せられた苦情をサービスの質の向上に役立てる取り組みを行います。

- 2 事業者は、前項の苦情に関する記録を受付時から5年間保存するものとします。

(秘密保持)

第9条 事業者及び事業者の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者やその家族に関する秘密を、正当な理由なしに第三者に漏らしません。この守秘義務に関しては、契約の終了後も同様とします。

- 2 事業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業所、緊急通報受付時の随時訪問を担当する訪問介護事業所等、サービス担当者会議等に関係する事業者等、救急車出動を要請する消防本部情報指令課、そして長野市又は国民健康保険団体連合会からの調査時以外には、利用者及びその家族に関する個人情報の提供を行いません。

(この契約に定めない事項)

- 第10条 利用者及び事業者は、双方が信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、介護保険法等の法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めることとします。

附則

令和5年4月1日 改訂

サービス担当者会議等における個人情報の使用に関する同意書

1. 使用する目的

巡回訪問 24 コスマス（以下「事業者」と略します。）は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたり、サービス担当者会議による居宅介護支援事業者との連絡調整等、必要な場合及び介護保険法上に規定する地域ケア会議から個別のケアマネジメントの資料又は情報提供の求めがあった場合においては、利用者及び家族の個人情報を使用します。

2. 使用する用途

- ① 円滑にサービスを提供するために実地される、サービス担当者会議
- ② 介護支援専門員や主治医、連携する訪問看護ステーション等関連部署との連絡調整に必要な場合
- ③ 医療上緊急の必要がある場合に医療機関に心身等の情報提供を行う場合
- ④ 緊急時行政機関等への情報開示が必要になった場合

3. 使用する範囲

- ① 居宅介護支援事業所、連携する訪問看護ステーション、かかりつけ医等の医療機関、行政機関、連携する居宅サービス事業所
- ② 使用する個人情報は目的の範囲内において必要最小限とし、使用の必要がなくなった場合には速やかに使回収します。

4. 使用する期限

契約書に基づく契約開始日より契約終結日まで

事業者　　名称：
所在地：
管理者：　　印

私は、十分な説明を受けたうえで内容について理解し、私の個人情報を使用することについて同意します。

年　　月　　日

利用者　　住　所：

氏　名：　　印

(上記代理人)　住　所：

氏　名：　　印

(本人との関係：　　)

家族・親族代表者　住　所：

氏　名：　　印

(本人との関係：　　)